

郵送申請チェックリスト（コロナ延長措置）

郵送申請に必要なもの

更新手続開始（継続）申請書	<input type="checkbox"/> 運転免許証に記載されている有効期間等の末日は令和3年3月31日までですか	有効期間等の末日が令和3年4月1日以降の人は申請できません。
	<input type="checkbox"/> 運転免許証の有効期間が過ぎていませんか	有効期間が過ぎた人は申請できません。 ※1 参照
	<input type="checkbox"/> 氏名、生年月日、連絡のつく電話番号を記載しましたか	確実に連絡が取れる電話番号を記載してください。
運転免許証のコピー	<input type="checkbox"/> 運転免許証の住所は広島県内ですか	県外の方は申請できません。
	<input type="checkbox"/> 表と裏のコピーをとりましたか	裏面は何も記載がなくてもコピーが必要です。
	<input type="checkbox"/> 文字をはっきりと読むことができますか	特に裏面は薄くて読めないものがあります。
返信用の封筒	<input type="checkbox"/> 定型郵便の大きさの封筒ですか	最大 縦23.5cm 横12cm 厚さ1cm
	<input type="checkbox"/> 簡易書留分の切手（404円）を貼りましたか	複数枚を貼る場合は計算を間違えないようにしてください。
	<input type="checkbox"/> 宛先を書きましたか（郵便番号、住所、氏名）	裏面シールを送ってほしい住所を書いてください。 ※2 参照

～注意事項～

※1 運転免許証の有効期間の末日までの消印が押されていれば申請は受理できます。

（例：運転免許証の有効期間の末日が3/31で、消印が4/1では申請は受理できません。）

有効期間の末日が土日祝日及び令和2年12月29日から令和3年1月3日までの場合は、翌平日（月～金）までが有効となります。）

※2 申請書を送付してから裏面シールが届くまでに数日かかるので、有効期間の末日が切迫している方は各申請場所の窓口での申請をおすすめします。（申請が有効に受理されても有効期限が過ぎてしまうと、裏面シールを貼るまでは運転はできません。）